

様式第三（第5条関係）

講ずることとする新たな規制の特例措置の内容の公表

1. 講ずることとする新たな規制の特例措置の内容

産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する新事業活動を実施しようとする商工会（以下「新事業活動実施者」という。）が、法第10条第1項に規定する新事業活動計画に従ってプレミアム付き商品券（注）の発行の業務を行う場合において、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2章の規定の適用除外とする新たな規制の特例措置を講ずる方向で対応する。なお、当該新たな規制の特例措置は、以下に掲げる措置等を確実に講ずる新事業活動実施者の発行するプレミアム付き商品券について講ずることとする。

（注）「プレミアム付き商品券」とは、資金決済に関する法律第3条第1項に規定する前払式支払手段に該当する商品券であって、利用者の購入額を超えて対価の弁済に充てることができるもの（利用可能金額にプレミアム相当額部分が付いているもの）をいう。

- （1）新事業活動実施者が、プレミアム相当額部分について、地方公共団体の予算から補助金の交付を受けており、当該補助金を用いた商品券発行事業の適正な遂行について、当該地方公共団体から必要な検査・確認等を受けていること。
- （2）財務内容が新事業活動計画の実施期間内を通じて健全であると見込まれ、かつ、当該プレミアム付き商品券について、有効期限が一定期間内であること。
- （3）利用者に対する情報提供その他当該プレミアム付き商品券の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を講ずること。
- （4）当該新事業活動の実施に当たり、財務内容の悪化その他の利用者保護に支障を来す事態が発生した場合に備えて、必要かつ適切な措置を講ずること。
- （5）当該新事業活動の実施状況等について、経済産業大臣に対し、事業年度内において複数回、報告を行うこと。

2. 新たな規制の特例措置の整備の見通し

新たな規制の特例措置に係る規定の制定に当たっては、資金決済に関する法律第2章の規定の適用除外を定めることとなるため、政令等の改正手続及び行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定に基づく意見公募手続を行う必要があります。これらの手続等が完了次第、速やかに実施することとします。

3. その他

上記2. の政令等の改正手続及び意見公募手続の結果等によっては、上記1. の新たな規制の特例措置に関して変更があり得ます。